○近畿地方整備局告示第百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿確認検査センター

三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	堀口　櫓司

(2)　変更年月日

平成二十一年六月十五日

○四国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
同高知県安芸郡安田町字薬師浜一番地先から同町字薬師浜一番地先まで	後前	三三・六メートル 五四・三メートル 五五・三メートル 三三・六メートル 三三・三メートル	〇〇・〇キロメートル 〇〇・一一メートル 四四〇メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の期日	区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	平成二十一年十月二十六日	高知県安芸郡安田町字薬師浜一番地先から同町字薬師浜一番地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の期日	区間	図面縦覧場所
八三号及び二百八号	平成二十一年十月二十六日	熊本市西梶尾町字畑四七四番二から同市西梶尾町字畑四七四番二まで	九州地方整備局道事務所及び同局熊本河川国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１６２号

茨城県つくば市古来628－２　ヴィラエスポワール古来106、住民票上の住所茨城県つくば市古来445番地２

債務者　加藤　洋美

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩瀬　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第７１７５号

大阪府東大阪市鴻池元町10番45―1106号

債務者　西條　聡志

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　確
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２２号

兵庫県三田西市矢問２丁目５番54号

債務者　横田　雅章

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３４号

大阪府池田市豊島南１丁目３番14号

債務者　中島　　淑

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３５号

大阪府池田市豊島南１丁目３番14号

債務者　中島　君代

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６３号

大阪市旭区清水５丁目８番２号

債務者　井村　芳弘

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩瀬　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第７２９６号

大阪府高槻市牧田町14―83―202、住民票上の住所大阪府茨木市橋の内２丁目10番27号

債務者　日生保罐工業所こと　佐伯　　悟

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６０号

大阪府東大阪市玉串町東１丁目12番11号、前住所大阪府東大阪市玉串町東２丁目５番26号

債務者　髙田　　聰

1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　彰洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部